

個人番号（マイナンバー）・住民票コードの記載がある住民票の写しの
郵送請求について

○個人番号・住民票コードの記載がある住民票の写しの請求は、本人または同一世帯員の方に限られます。（※除票（又は改製原住民票）の写しの請求は本人のみ。）

○代理人（たのまれた方）が請求をすることもできますが、以下のものが必要です。

【必要なもの】

- ・委任状（請求者本人（たのむ方）が自署したもの）
- ・代理人の本人確認書類

※ただし、住民票または除票は代理人ではなく、請求者本人の住民登録地に郵送します。

※法令で定められている場合を除き、個人番号・住民票コードの利用は禁止されています。個人番号は、社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。提出先に使用目的をよくご確認のうえ、「使いみち」の欄に具体的な記入を必ずお願いします。

※個人番号・住民票コードが記載された証明書を取得した際は、紛失等に気をつけて厳重に管理しましょう。